



めざせ!!

地域のヒーロー 消防団

問合せ
防災課地域防災係

消防予備隊



隊長
長田康弘さん



副隊長
樺山光二さん

消防予備隊を紹介します

消防予備隊とは、消防団の任期を終えた団員で構成され、機能別消防団に位置付けられます。

大災害時など、通常の消防団員だけでは十分な対応が取れない場合には豊富な経験を生かし、活躍します。

消防予備隊の任務

機能別消防団として位置付けられる消防予備隊の任務は、市消防団規則で規定されています。

- ①大規模災害発生時における生命、身体および財産の救護活動
- ②自主防災組織の指導
- ③火災予防活動
- ④そのほか団長（隊長）が認めること

また、消防予備隊各分隊には小型動力ポンプ軽積載車が配備されています。有事の際には迅速に対応できるよう、常日ごろから点検整備を行っています。



国民健康保険からのお知らせ

問合せ 国保年金課国保係

会社を退職する人へ

公的医療保険は、必ずいずれかに加入することが義務付けられています。退職により会社などの健康保険を喪失した場合、国民健康保険への加入以外にも次の方法があります。

●任意継続被保険者になる

退職した会社の健康保険に2か月以上加入していた人は、会社を退職して20日以内に手続きすれば、会社の健康保険を引き続き最長2年間継続することができます。

●家族が加入している健康保険の被扶養者になる

被保険者に主として生計を維持している3親等以内の親族で、次のいずれかの要件を満たしている人は、被扶養者として会社などの健康保険に加入できる場合があります。

- ・満60歳未満で年間収入が130万円未満である
- ・満60歳以上または障害年金受給資格者で年間収入が180万円未満である

※詳しくは、加入している健康保険組合にお問い合わせください。

国民健康保険の手続きは14日以内に

国民健康保険へ加入する場合、健康保険の資格を喪失した日から14日以内に手続きしてください。また、国保税は本来加入すべきであった日にさかのぼって計算します。

納付は便利な口座振替で

口座振替は納め忘れがなく、納期のたびに金融機関へ行く手間が省けます。口座振替への変更は納税通知書、通帳および届出印を持参し市内金融機関または税務課で手続きできます。便利な口座振替を是非ご利用ください。

非自発的失業軽減制度があります

非自発的失業（倒産、解雇、雇い止めなど）をした人は、国保税の軽減が受けられる場合があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

